

<p>国道 1 号 沿線地区 計画区域</p>		<p>(1) ドライブイン（市長が別に定める基準に適合するものに限る。） (2) ガソリンスタンド（市長が別に定める基準に適合するものに限る。） (3) 自動車修理工場（市長が別に定める基準に適合するものに限る。） (4) 沿道サービス型コンビニエンスストア（市長が別に定める基準に適合するものに限る。） (5) 国道1号沿線地区計画の決定の際現に存する建築物を除去した後に当該建築物の敷地と同一の敷地内に当該建築物の用途と同一の用途に供するため建築する建築物 (6) 前各号の建築物に附属するもの</p>	<p>最高限度 10分の20</p>	<p>10分の6</p>	<p>800平方メートル</p>	<p>道路境界線から2メートル（都市計画道路中央幹線にあっては、6メートル）で、かつ、隣地境界線から1.5メートル。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 (1) 建築物（附属する建築物は除く。）の部分であって、その外壁等の中心線の長さが3メートル以下のもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以下の別棟の物置</p>	<p>最高限度12メートル</p>
<p>錦が丘地区 計画区域</p>	<p>住宅専用 地区</p>	<p>(1) 1戸建住宅 (2) 長屋（1棟当たりの戸数が2戸のものに限る。） (3) 前2号の建築物で次に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部</p>	<p>最高限度 10分の10</p>	<p>10分の5</p>	<p>165平方メートル</p>	<p>道路境界線から1.5メートル（幅員6メートル未満の道路にあっては、1メートル）</p>	<p>最高限度10メートルで、かつ、建築物の各部分の高さが次に定める</p>

		<p>分の床面積の合計が 50 平方メートル以下のもので、かつ、建築物の延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するものに限る。)</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で市長の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ たばこ、文房具若しくは酒類の販売を主たる目的とする店舗又は薬局</p> <p>ウ 学習塾、茶華道教室その他これらに類する施設</p> <p>エ 理髪店及び美容院</p> <p>オ 出力の合計が 0.75 キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>カ 出力の合計が 0.75 キロワット以下の原動機を使用する自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋又は菓子屋</p> <p>(4) 前各号の建築物に附属するもの（令第 130 条の 5 に規定する建築物を除く。）</p>				<p>で、かつ、隣地境界線から 1 メートル。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 高さが 3 メートル以下で、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以下の別棟の物置</p> <p>(2) 高さが 3 メートル以下で、かつ、床面積の合計が 35 平方メートル以下の別棟の車庫</p>	<p>もの以下のもの</p> <p>(1) 当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に 1.25 を乗じて得たもの</p> <p>(2) 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北の方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 5 メートルを加えたもの</p>
利 便 用 地 区		<p>(1) 住宅専用地区に建築することができる建築物</p> <p>(2) 事務所、店舗又は住宅で事務所若しくは店舗の用途を兼ねるもの（いずれも風営法第 2 条の規定による風俗並び</p>					

	<p>に風俗関連営業及び同法第 32 条の規定による飲食店営業をするものは除く。)</p> <p>(3) 前号の建築物に附属するもの(令第 130 条の 5 に規定する建築物を除く。)</p>				
公共公益 施設地区	<p>(1) 集会所</p> <p>(2) 汚水処理施設</p> <p>(3) 防災施設その他これらに類する施設</p> <p>(4) 社会福祉施設及び子育て支援施設</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの(令第 130 条の 5 に規定する建築物を除く。)</p>				